

事 務 連 絡  
平成21年11月12日

労働基準局所管特例民法法人  
代 表 者 殿

厚生労働省労働基準局総務課  
中央労働基準監察監督官  
( 公 益 法 人 担 当 )

冬季の省エネルギー対策について（協力要請）

日頃、厚生労働行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、燃料資源の有効利用と地球温暖化防止という双方の要請に応えるためには、省エネルギー対策を着実に実施することが必要であり、今般、政府として、エネルギー消費が増大する冬季に向けて、暖房中の室温19℃の徹底等を始めとする「冬季の省エネルギー対策について」を決定し、その各項目に従った取組の推進を図ることとしています。

具体的には、本年も政府全体として、暖房中の室温は19℃を徹底すること等、エネルギー消費についてきめ細やかな管理を行うことや、執務室で快適に過ごせるよう「ウォーム・ビズ」を心がけるなどの取組を進めることとしています。

つきましては、各法人におかれましても「ウォーム・ビズ」の励行や、暖房温度設定19℃（民間は原則20℃）の点検など、冬季の省エネルギー対策の推進にご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

～参考～

冬季の省エネルギー対策推進会議省庁連絡会議

<http://www8.cao.go.jp/souki/energy/kaisai/list.html>

担当  
〒100-8916  
東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省労働基準局総務課監理係  
(立花)  
電話 : 03-5253-1111(内線 5583)  
ファクシミリ : 03-3502-2559

本状を含む： 2枚送信